

学校生活のきまりについて（後期課程）

I. 学習・生活

本校はノーチャイム制です。

登校から下校までチャイムはなりません。5分前行動をこころがけ行動しましょう。

教室移動はすみやかに行き、授業開始までにしっかりと授業を受ける準備をしましょう。

II. 登校・下校

始業

生徒の登校は午前8時25分です。

午前8時25分には教室に入り、着席しましょう。

始業時刻は午前8時30分です。

下校時刻

下校時刻は午後4時50分です。

最終下校時刻は午後7時です。

休日の学校施設の利用

休日等に施設を利用する場合は、事前に担当の先生に願い出て許可を受けましょう。（年末年始12月29日～1月3日及び学校閉庁日は登校禁止です。）

通学方法

オートバイ、自動車による登下校は禁止しています。

自転車による登下校は許可を得た者に限ります。

登下校時の注意

交通規則・マナーを守り、交通事故には充分注意しましょう。

＝もし事故にあってしまったら＝

《事故対応の手順》

- ① まず、落ち着いて！
- ② すぐに「大丈夫です」と言ってすまさない。
- ③ しっかり相手を確認する。
相手の方の名前・連絡先等をメモする。
- ④ ケガの状況によっては救急車を呼ぶ。（119番）
- ⑤ 警察に連絡する。（どこからかけても110番）
- ⑥ 保護者・学校に連絡する。
- ⑦ ケガの程度にかかわらず必ず病院で診察を受ける。

ケガをしていなくても必ず警察に連絡して、相手の方の名前・住所・連絡先等を聞き、記録しましょう。

III. 欠席・遅刻・早退

欠席・遅刻

保護者が午前7時45分から午前8時15分の間に電話で連絡してください。

早退

体調不良等で早退する場合は、必ず先生の許可を受けてください。また、家庭の事情等により早退する場合は、事前に担任の先生に届け出てください。

IV. 服装・身だしなみ

服装・身だしなみ

- ① 授業中は必ず制服を着用しましょう。
- ② 通学の際には休日も含めて制服を必ず着用しましょう。
- ③ 髪は清潔なものとし、無用な加工は施さないようにしましょう。

制服着用のきまり

<男女共通>

- ① セーター・ベスト（夏・冬）を着用する場合は、本校指定のものとしします。また、夏用ドライシヤツも本校指定のものとしします。
- ② コートを着用する場合は、色は黒か紺かグレーとしします。
- ③ 冬の期間（10月1日～5月31日）は上着を着用しましょう。

本校指定制服の着方

<衣替え>

夏の期間 6月1日～9月30日

冬の期間 10月1日～5月31日

※5月、10月の1ヶ月については移行期間としします。気候・体調等によって調節してもよいですが、上記の制服着用のきまりを守りましょう。

持ち物、履物など

- ① 通学には、運動靴、黒または茶の革靴（学生靴）、グラウンドでは運動靴を使用してください。（校内ではきかえる場合は、かかとのあるものとしします。）
- ② 体育館履きは本校指定のものを着用してください。
- ③ 体育着は本校指定のものを着用してください。
- ④ 学用品以外のものは持参しないでください。
- ⑤ 持ち物には記名し、必要以上の現金や貴重品は持ってきたり、身につけたりしないようにしましょう。やむを得ず持ってきた場合は、学校の指示に従ってください。

V. 生活全般

「挨拶」「時間を守る」「身の周りの整理整頓をする」を大切にして皆が気持ちよく生活を送れるよう心がけましょう。

登校後は校外への外出は認めません。外出する場合には願い出て許可を受けてください。

盗難・紛失・拾得物があった場合は、担任に届け出てください。

公共物等を破損した場合は、実費の一部を徴収することがありますので、公共物は大切に扱きましょう。

火気の使用は原則として禁止します。やむを得ず使用する場合は、防火管理の先生に願い出て許可を受けてください。

次の場合には（生徒会活動及びH R活動を除く）事前に願い出て許可を受けてください。

集会の開催，現金や物品の徴収，掲示物・印刷物・ビラ等の発行・配布

アルバイトは原則として禁止します。やむを得ない事情がある場合には，保護者の承認を得て事前に届け出てください。

生徒証・生徒手帳を常に携帯しましょう。

校外で事故等にあった場合は，警察に届けるとともにできるだけ早く学校に連絡してください。

次の諸行為は，校内外を問わず絶対に行ってははいけません。

- ① 飲酒，喫煙
- ② 医師の処方によらない睡眠薬，覚醒剤，麻薬及びシンナー・トルエン等の服用，乱用
- ③ 生徒間の現金の貸借
- ④ 校外で行われるイベント等の入場券の取次ぎ販売
- ⑤ その他反社会的行為，暴力行為，非行

VI. 携帯電話，スマートフォン等について

校内外とも，節度を持って使用することとします。ただし，授業中に活用しない時は必ず電源を切ってカバンにしまってください。

VII. 交通機関不通の際の対策について

- ① 神奈川県西部および相模原地域に「特別警報」・「暴風警報」・「大雪警報」・「暴風雪警報」が発令された場合や小田急線（相模大野駅）が台風等による計画運休になった場合、基準となる時間で対応します。

基準となる時間	警報の状況	臨時措置
午前6時00分	神奈川県西部および相模原地域に上記の警報が発令されている場合や小田急線の台風等による計画運休になった場合	自宅待機
	すべてが解除された。	平常授業
午前8時30分	神奈川県西部および相模原地域に上記の警報が発令されている場合や小田急線の台風等による計画運休になった場合	自宅待機
	すべてが解除された。	10時30分登校 3校時(2限)から授業
午前11時00分	神奈川県西部および相模原地域に上記の警報が発令されている場合や小田急線の台風等による計画運休になった場合	臨時休業
	すべてが解除された。	13時00分登校 5校時(3限)から授業

- ② 自宅のある地域に同等の警報が発令されている場合や警報が解除された場合でも、安全に配慮し、混雑時を避け無理をしないで登校してください。この場合、遅刻扱いにはなりません。その旨、学校へ必ず連絡してください。遅延証明書が駅で配られている場合は受け取り担任に提出してください。
- ③ 判断に迷う場合やその他特別な事情の場合には、学校へ連絡してください。
- ④ 気象情報の確認は、テレビ・ラジオ・電話(天気予報サービス 0427-177)・インターネット等で正確な情報を入手してください。

VIII. 諸届について

次の事項に該当するものは所定の手続きと様式に従って届け出または願い出て、その許可を受けてください。

体育などの授業を見学する場合には、事前に生徒手帳に保護者が記入・押印をして、担任及び教科担任に届け出てください。

学校が必要と認めた場合(高体連の公式大会参加等)、授業などの欠席は公欠扱いとなります。「公欠願」にその理由を記入し、担任に提出し、許可を受けてください。

本人または保護者の氏名、住所などの変更の場合は、事務室に届け出て、所定の手続きをしてください。

宿泊をとまなう旅行の場合は、職員室にある旅行届を担任に提出してください。

家庭内に死亡者があった場合は届け出によって忌引にすることができます。忌引の基準は、次のとおりです。

一親等	父母・養父母	7日
二親等	祖父母・兄弟・姉妹	3日
三親等	曾祖父母・叔伯父母・甥・姪	1日

二親等以内の慶事の場合は、公欠扱いとします。

※その他必要な諸届については、事務手続きの一覧を参考にしてください。

その他生活に関わる事柄

◇「交通安全」と本校の取り組みについて

神奈川県学校交通安全教育推進会議では、高校生の交通事故が多発する状況の中で、昭和55年から提唱してきた「4+1ない運動」を発展的に解消し、平成2年度から「かながわ新運動」を推進してきました。さらにこの運動を形骸化させないために平成22年度から「スタートかながわ」という新しい取り組みが始まりました。この運動の基本的な考え方と視点は、次のとおりです。

“スタートかながわ”の基本的な考え方

「生命尊重」と「遵守」及び「思いやり」の精神を基盤とした態度・行動と車両運転や危険予測などの知識や技能を身に付け、自らが交通社会の一員としての社会的責任を自覚し、交通事故の防止に向けて主体的に考え行動することができるようにする。

“スタートかながわ”の取り組み

- ア. 高校生は、よりよい交通社会を作っていくという意識のある「交通社会人」としての自覚を持って行動する。
- イ. 高校生は、交通安全に関する校内行事や校外行事に主体的に参加する。
- ウ. 保護者は、子供と、交通安全における責任と現状等について話し合うとともに、出かける際の「ひとこえ」を心がける。
- エ. 学校は、発達段階と事故の状況に応じ、卒業後の、交通社会の一員としての生活を見据えた系統のかつ総合的な交通安全計画を立案し、実施する。

◇自転車通学について

事故防止、自転車置き場のスペース、歩行奨励の面から、許可制をとっています。条件は以下のとおりです。

- ① 学校まで1 km以上であること。
- ② スタンド、ドロ除け、ライトの不備、変形のハンドル等は許可しない。
- ③ 保険加入者であること。
- ④ 学校指定のステッカーを貼ること。

係が可否の判断をします。

通学者には年2回の車両点検が義務づけられます。

◇パン等の購入について

- ① パンの販売は昼休みです。
- ② 飲食場所は教室等とします。マナーを守りましょう。
- ③ 衛生・清掃その他、問題が生じた場合は販売を中止することがあります。

◇自動販売機の使用について

自動販売機を気持ちよく利用するために、全校生徒は次のことを守りましょう。

- ① 自分が飲んだ空き缶とペットボトルと紙パックは、各自責任をもって片付けましょう。
- ② 校内美化をこころがけ、掃除をしっかりと行いましょう。